

改正

平成28年8月1日

芦屋町一般競争入札実施要領

芦屋町一般競争入札実施要領（平成8年1月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、芦屋町が発注する建設工事、下水道管更生工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「工事等」という。）において実施する一般競争入札（以下「入札」という。）に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 入札の対象となる工事等は、予定価格1千万円以上の工事等とする。ただし、災害等緊急を要する場合は、この限りではない。

2 予定価格は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む額とする。

（入札参加資格）

第3条 入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、芦屋町に工事等の入札参加資格の登録をしている者で、次の各号のいずれにも該当する者とし、その内容を公告において明らかにするものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2） 入札に付する工事等と同種の工事等の施工又は履行実績がある者
- （3） 当該工事等において、適正と認められる技術者等を配置することができる者
- （4） 芦屋町から指名停止を受けていない者
- （5） 本店、支店又は営業所等が福岡県内にある者
- （6） 各建設工事毎に定める経営事項審査の総合数値以上の者

2 予定価格7千万円未満の工事については、前項5号中「福岡県内にある者」とあるのは「芦屋町内にある者」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

（入札参加資格委員会）

第4条 町長は、入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、当分の間、芦屋町工事関係契約事務取扱要領（令和5年4月1日）第3条の資格審査委員をもって充てる。

3 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- （1） 入札参加資格に関する事項
- （2） 入札参加資格の有無
- （3） 入札参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求への対応
- （4） その他町長が必要と認める事項

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出及び受付）

第5条 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び受付は、次のとおり行うものとする。

- （1） 入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者は所定の期限までに申請書及び資料を提出しなければならない。
- （2） 申請書及び資料は、参加希望者が持参するものとする。
- （3） 期限までに、申請書及び資料を提出しない者又は町長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

- (4) 申請書及び資料の様式は、必要に応じて、そのつど作成するものとする。
- (5) 申請書及び資料の受付期間並びに場所を公告において明らかにするものとする。
(資料の内容)

第6条 資料の内容は次に掲げる事項とし、公告において明らかにするものとする。

- (1) 同種工事等の施工又は履行実績
- (2) 配置予定技術者の資格、経歴、同種工事等の経験等
- (3) その他、公告において指定する資料
(入札参加資格の確認)

第7条 町長は、委員会の議を経て、入札参加希望者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 前項の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行い、その結果を当該入札参加希望者に対し書面により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 入札参加資格がないと認めた者に対して前項の通知をするとき、入札参加資格がないと認めた理由及び所定の期間内に町長に対して当該理由について説明を求めることができる旨を併せてするものとする。
- 4 前2項の規定による通知は、公告で定めた期間内に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明)

第8条 前条第1項の規定により、入札参加資格がないと認められた者は、公告で定めた期間内に町長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により説明を求めようとする者は、町長に対し当該説明を求める旨の書面を持参により提出することとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により説明を求められたときは、公告で定めた期間内に、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 4 町長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を取消し、前項の回答と併せて改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- 5 町長は、第3項の回答及び前項の通知を行う場合は、委員会の議を経て行うものとする。

(設計図書等の配付)

第9条 設計図書等は、無料又は有料により配付するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 設計図書等の配付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。
- 3 設計図書等の配付は、公告で定めた期間とする。
- 4 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、当該質問書の内容に対する回答書（以下「回答書」という。）を閲覧又は配付に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 5 質問書の提出は受付場所への持参により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 6 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。
- 7 質問書の受付期間は、公告で定めた期間とする。
- 8 回答書の閲覧又は配付の期間及び場所を公告において明らかにするものとする。
- 9 回答書の閲覧又は配付は、公告で定めた期間とする。

(現場説明会)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。

2 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨及び日時、場所その他必要な事項を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会を行う日は、入札参加資格がないと認めた者に対する理由の手続きが終了した以降とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金は、芦屋町財務規則（平成12年規則第27号）の規定による。

2 契約保証金は、芦屋町財務規則の規定による。

(入札の執行)

第12条 町長は、入札の執行に先立ち、町長が入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写しを入札参加者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第13条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨、並びに町長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 入札結果は、次のとおり公表するものとする。

(1) 公表の内容

ア 入札参加資格確認申請書を提出した業者名

イ 入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由

ウ 入札者名及び入札金額並びに地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約によることとしたものについては契約の相手方及び契約金額

(2) 公表の時期

落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 公表の場所

財政課契約管財係において公表するものとする。

(4) 公表の方法

第1号に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日）

この要領は、平成28年8月1日から施行する。